

「死刑制度に関する検討ワーキンググループ」に関する要
請書

2010年(平成22年)8月5日
日本弁護士連合会

要請の趣旨

今般新たに設けられる「死刑制度に関する検討ワーキンググループ」について、下記のとおり要請いたします。

1 ワーキンググループにおいては、少なくとも次の事項を検討の対象とされたい。

- (1) 死刑制度の運用状況
- (2) 死刑を法定刑とする罪に係る事件の量刑の実情
- (3) 死刑事件に関する誤判防止のための刑事司法制度の在り方
- (4) 死刑に直面する者に対する権利保障、死刑確定者の処遇等
- (5) 世界における死刑制度の動向
- (6) 死刑の犯罪抑止効果及び死刑執行停止期間中の犯罪情勢の推移
- (7) 死刑に代わる最高刑の在り方
- (8) 死刑を法定刑とする犯罪の範囲の適否
- (9) 国会における死刑制度問題調査会の設置および死刑の執行停止

2 ワーキンググループにおける調査対象

死刑執行停止・死刑廃止を含め様々な立場を有する内外の有識者や、死刑問題に携わってきた市民団体等からも幅広く意見を聴取し、またオブザーバーとしての議論への参加なども検討したうえ、必要に応じて現場の視察等を積極的に行われたい。

3 ワーキンググループの検討結果

ワーキンググループにおける検討結果を現実の改革へとつなげるべく、衆参両院に死刑制度問題調査会を設置し、かつ、その間の死刑の執行を停止するための取り組みを開始されたい。

要請の理由

民主党は、その政策インデックス2009において「『終身刑』の検討を含む刑罰の見直し」と題する項目を設け、その中で、「死刑存廃の国民的議論を行う

とともに、終身刑を検討、仮釈放制度の客觀化・透明化をはかります。死刑制度については、死刑存置国が先進国中では日本と米国のみであり、E Uの加盟条件に死刑廃止があがっているなどの国際的な動向にも注視しながら死刑の存廃問題だけでなく当面の執行停止や死刑の告知、執行方法などをも含めて国会内外で幅広く議論を継続していきます。」と表明されていました。その後、残念ながらこの政策インデックスに示された内容が議論される機会がないまま、去る7月28日、千葉法務大臣の命令により死刑執行がなされるに至りました。当連合会はこの死刑執行を極めて遺憾とするものですが、他方で、今般、貴党の法務部門において、「死刑制度に関する検討ワーキングチーム」が設置されるに至ったことについては、ようやく当連合会の提唱する死刑執行停止に向けた第一歩が開始されるものとして、これを歓迎するものです。

そこで、政策インデックスの内容を実現し、真に幅広く問題点を掘り下げた議論がなされるためには、政策インデックスに示された死刑の存廃問題、当面の執行停止や死刑の告知、執行方法に加えて、少なくとも以下の各事項が検討の対象とされるべきと考えます。

- (1) 死刑制度の運用状況
- (2) 死刑を法定刑とする罪に係る事件の量刑の実情
- (3) 死刑事件に関する誤判防止のための刑事司法制度の在り方
- (4) 死刑に直面する者に対する権利保障、死刑確定者の処遇等
- (5) 世界における死刑制度の動向
- (6) 死刑の犯罪抑止効果及び死刑執行停止期間中の犯罪情勢の推移
- (7) 死刑に代わる最高刑の在り方
- (8) 死刑を法定刑とする犯罪の範囲の適否
- (9) 国会における死刑制度調査会の設置および死刑の執行停止

また、政策インデックスにおいても示されているとおり、「国会内外で幅広く議論」を行うためには、ワーキンググループにおいて、死刑執行停止・死刑廃止を含め様々な立場を有する内外の有識者や、死刑問題に携わってきた市民団体等からも幅広く意見を聴取し、また必要に応じて助言者やオブザーバーとしての議論への参加なども検討されることが必要かつ有益です。また、死刑執行場の公開のみならず、現場の矯正職員や死刑確定者からの声の聴取などを含め、死刑とその執行に直面する第一線の現場の人々からの情報収集をも積極的に行われるよう求めます。

さらに、国会の中で本格的な議論を開始し、継続するために、当連合会が提唱する死刑制度調査会を衆参両院に設置し、かつ、その間の死刑の執行を停止するための具体的方策についても検討されるよう求めます。